

事 務 連 絡  
令和 3 年 12 月 20 日

各都道府県消防防災主管部（局） 御中

消防庁消防・救急課  
消防庁救急企画室  
消防庁国民保護・防災部地域防災室  
消防庁国民保護・防災部広域応援室

初回接種完了から 8 か月以上の経過を待たずに  
新型コロナワクチンの追加接種を実施する場合の考え方について

平素より、消防行政に御理解と御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

新型コロナワクチンの追加接種（3 回目接種をいう。以下同じ。）については、「新型コロナワクチンの追加接種について」（令和 3 年 10 月 1 日付け消防庁消防・救急課、消防庁救急企画室、消防庁国民保護・防災部地域防災室、消防庁国民保護・防災部広域応援室事務連絡）により、留意事項等をお知らせしたところ  
です。

今般、厚生労働省より「初回接種完了から 8 か月以上の経過を待たずに新型コロナワクチンの追加接種を実施する場合の考え方について」（令和 3 年 12 月 17 日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡。以下「厚生労働省事務連絡」という。）が発出され、クラスター発生の場合に限らず、初回接種（1 回目、2 回目接種をいう。以下同じ。）の完了から 8 か月以上の経過を待たずに追加接種を実施する場合の接種対象者等が示され、また同日付けで総務省より、「新型コロナワクチン追加接種（3 回目接種）の体制確保及び初回接種完了から 8 か月以上の経過を待たずに新型コロナワクチンの追加接種を実施する場合の考え方について」（令和 3 年 12 月 17 日付け総行政第 274 号総務省新型コロナウイルス感染症対策等地方連携総括官通知。以下「総務省通知」という。）が発出され、各都道府県に対して、全庁的な執行体制を整えるとともに、市区町村の接種体制確保の取組への支援及び連絡体制を確保していただくことなどが依頼されたところ  
です。

貴部（局）におかれては、下記事項、厚生労働省事務連絡及び総務省通知に御留意の上、救急隊員等の追加接種が円滑に進められるよう、貴都道府県の衛生主管部（局）等の関係者との間で適切な調整・連携を図って頂くとともに、貴都道府県内市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対して、この旨周知されますようお願いいたします。

## 記

### 1 救急隊員等の追加接種（3回目接種）について

#### （1）対象者について（厚生労働省事務連絡、1.（1）①②参照）

- ・市町村が初回接種の完了から8か月以上の経過を待たず追加接種を実施できることとされた対象者は医療従事者等及び高齢者施設等の入所者等であり、医療従事者等には救急隊員等（※）が含まれること

※救急隊員等：新型コロナウイルス感染症患者（疑い患者を含む。）の搬送に携わる

- ①救急隊員、②救急隊員と連携して出動する警防要員、③都道府県航空消防隊員、④消防非常備町村の役場の職員及び⑤消防団員（主として消防非常備町村や消防常備市町村の離島区域の消防団員を想定）（別添3参照）

#### （2）実施手順について（厚生労働省事務連絡、1.（2）参照）

- ・市町村が初回接種の完了から8か月以上の経過を待たずに追加接種を行う場合には、医療従事者等（救急隊員等を含む）への接種及び重症化リスクが高い入所者が多い高齢者施設等における接種が優先されること
- ・初回接種の完了から8か月以上の経過を待たずに追加接種を実施する場合、初回接種の完了から6か月以上の間隔をおいて実施すること
- ・追加接種の実施時までには市町村から接種券が発行することが困難な場合の例外的措置について厚労省事務連絡で示されていることから（厚生労働省事務連絡1.（2）参照）、追加接種の実施時までには接種券が届いていない救急隊員等についても、追加接種を円滑に受けることができるよう、衛生主管部（局）等の関係者との間で適切な連携を図っていただきたいこと

### 2 業務継続について

業務継続について、追加接種による副反応の影響等が想定されることから、特に、救急業務等優先して継続すべき業務の運営に支障が生じないよう留意いただきたいこと。

以上

(別添資料)

- 別添1・・・「初回接種完了から8か月以上の経過を待たずに新型コロナワクチンの追加接種を実施する場合の考え方について」(令和3年12月17日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡)
- 別添2・・・「新型コロナワクチン追加接種(3回目接種)の体制確保及び初回接種完了から8か月以上の経過を待たずに新型コロナワクチンの追加接種を実施する場合の考え方について」(令和3年12月17日付け総行政第274号総務省新型コロナウイルス感染症対策等地方連携総括官通知)
- 別添3・・・「医療従事者等への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種における接種対象者について(周知)」(令和3年1月15日付け消防庁消防・救急課、消防庁救急企画室、消防庁国民保護・防災部地域防災室、消防庁国民保護・防災部広域応援室事務連絡)
- 別添4・・・「例外的な取扱いとして接種券が届いていない追加接種対象者に対して新型コロナワクチン追加接種を実施する際の事務運用について」(令和3年11月26日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡)

**【問合せ先】**

消防・救急課	高荒	永峯	前田	TEL : 03-5253-7522
救急企画室	小塩	岡澤	石田	TEL : 03-5253-7529
地域防災室	村上	鈴木	青野	TEL : 03-5253-7561
広域応援室	林	二瓶	浅野	TEL : 03-5253-7527

事務連絡  
令和3年12月17日

各〔都道府県〕  
〔市町村〕 衛生主管部（局）御中  
〔特別区〕

厚生労働省健康局健康課予防接種室

初回接種完了から8か月以上の経過を待たずに  
新型コロナワクチンの追加接種を実施する場合の考え方について

新型コロナワクチンの追加接種（3回目接種をいう。以下同じ。）については、新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種実施要領（「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き」（令和2年12月17日付け健発1217第4号厚生労働省健康局長通知別添）別添）において初回接種（1回目、2回目接種をいう。以下同じ。）の完了から原則8か月以上の間隔をおいて1回接種することとし、また、「新型コロナワクチンの追加接種の接種間隔に係る例外的取扱いについて」（令和3年11月26日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）（別添1）においては、医療機関等でのクラスター発生時に接種間隔の例外的な取扱いが認められる場合についてお示ししたところです。

今般、新たな変異株の発生等の状況を踏まえ、クラスター発生の場合に限らず、初回接種の完了から8か月以上の経過を待たずに追加接種を実施する場合の接種対象者等について、下記のとおり整理いたしました。

各市町村（特別区を含む。以下同じ。）におかれましては、本事務連絡の内容について十分御了知の上、関係機関等への周知を行っていただくようお願いいたします。なお、今回の対応に伴う武田/モデルナ社ワクチンの配分等については、追ってお知らせいたします。

記

1. 医療従事者等及び高齢者施設等の入所者等に対する追加接種

(1) 対象者

市町村は、以下の者に対して、(2)の実施手順により、初回接種の完了から8か月以上の経過を待たずに追加接種を実施できることとする。

- ① 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き（第6版）（以下「手引き」という。）第2章の2の（2）のア（表1）に掲げる医療従事者等（以下「医療従事者等」という。）
- ② 手引き第2章の2の（2）のウ（表3）に掲げる高齢者施設等（以下「高齢者施設等」という。）の入所者及び従事者、通所サービス事業所（手引き同エに掲げる事業所等のうち通所によるサービスを提供するものをいう。以下同じ。）の利用者及び従事者並びに病院又は有床診療所の入院患者

## （2）実施手順

初回接種の完了から8か月以上の経過を待たずに追加接種を実施する場合には、下記の共通事項に留意するとともに、①から③に掲げる対象者の区分に応じ、以下の手順により実施する。

- ・ 医療従事者等への接種及び重症化のリスクが高い入所者が多い高齢者施設等における接種を優先すること。
- ・ 予防接種実施規則（昭和33年厚生省令第27号）附則第8条第1項の規定に基づき、初回接種の完了から6か月以上の間隔をおいて実施すること。
- ・ 追加接種の実施時まで市町村から接種券を発行することが困難な場合には、「例外的な取扱として接種券が届いていない追加接種対象者に対して新型コロナワクチン追加接種を実施する際の事務運用について」（令和3年11月26日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）（別添2）の内容に従って追加接種の事務を実施すること。
- ・ 市町村の衛生部局は、介護保険部局、障害福祉部局等の関係部局と連携して対応すること。

### ①医療従事者等並びに高齢者施設等の入所者及び従事者

- ・ 医療機関等及び高齢者施設等において手引きに基づく接種体制の構築を行った上で、追加接種を行うこと。

### ②通所サービス事業所の利用者及び従事者

- ・ 通所サービス事業所において接種体制を確保した上で、高齢者施設等での実施方法に準じて、その利用者と従事者に対する追加接種を行うこと。

### ③病院及び有床診療所の入院患者

- ・ 市町村と都道府県が連携し、入院患者に対する接種を行う意向を持つ病院や有床診療所を把握し、必要なワクチンの配分等を行い、追加接種を実施すること。

## 2. その他の高齢者に対する追加接種（令和4年2月以降の対応）

市町村は、1.（1）に掲げる者であって同（2）の実施手順による追加接種を受けたもの以外の高齢者について、令和4年2月以降初回接種の完了から7か月以上経過した後に追加接種を実施することができることとする。

以上

各都道府県知事 殿  
(総務部扱い)

総務省新型コロナウイルス感染症対策等  
地方連携総括官

新型コロナワクチン追加接種（3回目接種）の体制確保及び  
初回接種完了から 8 か月以上の経過を待たずに新型コロナワクチンの  
追加接種を実施する場合の考え方について

各都道府県におかれましては、全庁をあげて、新型コロナウイルス感染症対策に取り組みられていることに感謝を申し上げます。

令和 3 年 12 月 16 日に開催された第 27 回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会の結果を踏まえ、武田/モデルナ社ワクチンによる追加接種が予防接種法上の予防接種として位置付けられました。これを受け、厚生労働省から別添①のとおり事務連絡が発出され、武田/モデルナ社ワクチンによる追加接種を本日以降行うに当たって留意いただくべき事項が示されるとともに、各都道府県及び市区町村において速やかに武田/モデルナ社ワクチンによる追加接種が可能となるよう、接種体制を確保し、追加接種を進めていただくよう要請がなされました。

また、厚生労働省から別添②のとおり事務連絡が発出され、新たな変異株の発生等の状況を踏まえ、クラスター発生の場合に限らず、初回接種の完了から 8 か月以上の経過を待たずに追加接種を実施する場合の接種対象者等が示されました。同事務連絡において、医療従事者等及び高齢者施設等の入所者等に対して、初回接種の完了から 8 か月以上の経過を待たずに追加接種を実施できることに加え、その他の高齢者に対して、令和 4 年 2 月以降初回接種の完了から 7 か月以上経過した後に追加接種を実施できることが示されました。なお、今回の対応に伴う武田/モデルナ社ワクチンの配分等については、追ってお知らせすることとされています。

各都道府県におかれては、今般の通知を踏まえ、全庁的な執行体制を整えるとともに、市区町村の接種体制確保の取組への支援及び連絡体制を確保していただくなど、引き続き、ワクチン接種の取組への御尽力をお願いいたします。また、関係部局間で連絡を密にさせていただくとともに、市区町村に対して別添事務連絡について周知していただくようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

<連絡先>

新型コロナウイルス感染症対策等地方連携推進室  
石切山理事官、茂原理事官、新納補佐、近藤主査  
電話：03-5253-5523（直通）  
Mail chisei@soumu.go.jp

事務連絡  
令和3年12月17日

各〔都道府県〕  
〔市町村〕 衛生主管部（局）御中  
〔特別区〕

厚生労働省健康局健康課予防接種室

## 新型コロナワクチン追加接種（3回目接種）の体制確保について（その3）

予防接種行政につきましては、日頃より御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナワクチンのうち、武田/モデルナ社ワクチンによる追加接種（3回目接種をいう。以下同じ。）については、「厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会の議論と追加接種に関する今後の見通しについて」（令和3年10月29日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）において、2022年2月頃の実施を想定していることをお知らせしたところですが、2021年12月16日に開催された第27回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会において、「予防接種実施規則の一部を改正する省令案要綱」等について了承されたことも踏まえ、本日、予防接種実施規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第192号）を公布・施行し、武田/モデルナ社ワクチンによる追加接種を予防接種法上の予防接種として位置付けました。

追加接種については、これまでも「新型コロナワクチン追加接種（3回目接種）の体制確保について」（令和3年9月22日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）及び「新型コロナワクチン追加接種（3回目接種）の体制確保について（その2）」（令和3年11月16日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡。以下「11月16日付事務連絡」という。）に基づき接種体制の確保に向けた取組みを進めていただいていたましたが、これらの事務連絡の内容と併せて、今般、武田/モデルナ社ワクチンによる追加接種を本日以降行うに当たって留意いただくべき事項を改めて整理しましたので、下記のとおりお知らせします。

各都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）におかれましては、速やかに武田/モデルナ社ワクチンによる追加接種が可能となるよう、接種体制を確保し、追加接種を進めていただくとともに、関係機関等への周知をお願いいたし



ます。

## 記

### 1. 実施時期について

予防接種実施規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第192号）を本日公布・施行し、武田/モデルナ社ワクチンによる追加接種を予防接種法上の予防接種に位置付ける。このため、同ワクチンによる追加接種は、本日以降、準備が整い次第行うこと。

### 2. 使用するワクチン等について

#### （1）追加接種に係る武田/モデルナ社ワクチンの取扱いについて

武田/モデルナ社ワクチンは、初回接種（1回目、2回目接種をいう。以下同じ。）に用いた新型コロナワクチンの種類にかかわらず、追加接種に使用できる。用量については、初回接種の場合の半量である0.25mL/回を筋肉内に注射することとする。初回接種の場合と用量が異なることから、間違い接種が生じないように留意すること。なお、栓への20回を超える穿刺は行わないこと。

また、本日から、11月16日付事務連絡のとおり、武田/モデルナ社ワクチンの融通を行って差し支えない。同ワクチンは、在宅療養患者等への巡回接種の際、シリンジに充填した状態での移送も可能である。必要に応じてこれらの方法を活用し、同ワクチンによる追加接種を進めていただきたい。

#### （2）TM3rd01クール以降に配送される武田/モデルナ社ワクチンについて

「新型コロナワクチン追加接種（3回目接種）等に使用するファイザー社ワクチン及び武田/モデルナ社ワクチンの配分等について」（令和3年11月17日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）のとおり、武田/モデルナ社ワクチンのTM3rd01クールでは、1バイアルから15回以上採取可能な注射針及びシリンジの組み合わせを配布する。また、現時点では、TM3rd01クール以降に配送される武田/モデルナ社ワクチンについては、1バイアル当たり20枚のワクチンシールが付属する予定である。

#### （3）配送済の武田/モデルナ社ワクチンを活用する場合の留意点等

これまでに配布された注射針及びシリンジで追加接種を行うことができず、新たに注射針及びシリンジが必要な場合は、個別に相談すること。

現時点で配送済（配分済であるものを含む。）の武田/モデルナ社ワクチンに

については、付属するワクチンシールが1バイアル当たり10枚であることから、これを追加接種に使用する場合には、接種済証に貼付するワクチンシールが不足する。このため、これまでに各接種会場で行っていた対応等も踏まえ、適切に対応すること。例えば、

- ・ 3枚複写の予診票でない場合は、予診票用のワクチンシールを接種済証に貼付すること
- ・ 予診票用のワクチンシールの余剰がない場合は、ワクチンシールを複写印刷したものを、接種済証に貼付すること

が考えられる。

### 3. 情報提供について

武田/モデルナ社ワクチンについて、これまでに得られたエビデンスをもとに、別添のとおり、国民向けの情報提供資材を作成した。都道府県及び市町村においては、これを活用し、住民等への情報提供を行っていただくとともに、関係機関等に周知いただきたい。

以上

接種費用  
**無料**  
(全額公費)

## 追加(3回目)接種に使用するワクチン についてのお知らせ

### 武田/モデルナ社のワクチンも 3回目の接種に使用できるようになりました



◎ **接種の対象** 2回目のワクチン接種を終了した18歳以上の方

◎ **使用するワクチン**

1・2回目に接種したワクチンの種類に関わらず、ファイザー社または武田/モデルナ社のワクチンを使用します。ファイザー社は1・2回目の接種量と同量ですが、武田/モデルナ社は半量になります。

◎ **3回目の接種の安全性と効果**

安全性

ファイザー社及び武田/モデルナ社の薬事承認において、3回目の接種後7日以内の副反応は、1・2回目の接種後のものと比べると、どちらのワクチンにおいても、一部の症状の出現率に差があるものの、おおむね1・2回目と同様の症状が見られました。

発現割合	ファイザー社(2回目→3回目接種後の症状)	武田/モデルナ社(2回目→3回目接種後の症状)
50%以上	疼痛(78.3→83.0%)、疲労(59.4→63.7%)	疼痛(88.3→83.8%)、疲労(65.4→58.7%) 頭痛(58.8→55.1%)
10 - 50%	頭痛(54.0→48.4%)、筋肉痛(39.3→39.1%) 悪寒(37.8→29.1%)、関節痛(23.8→25.3%)	筋肉痛(58.1→49.1%)、関節痛(42.9→41.3%) 悪寒(44.3→35.3%)、リンパ節症(14.2→20.4%)
1 - 10%	38度以上の発熱(16.4→8.7%) 腫脹(6.8→8.0%)、発赤(5.6→5.9%) リンパ節症(※)(0.4→5.2%)	38度以上の発熱(15.5→6.6%) 腫脹・硬結(12.3→5.4%) 紅斑・発赤(8.7→4.8%)

(注) 対象/人数: ファイザー2回目 16~55歳/2,682人、ファイザー3回目 18~55歳/289人、モデルナ2回目 18歳以上/14,691人、モデルナ3回目 18歳以上/167人

(注) 2回目接種と比べた3回目接種での発現割合: 5ポイント以上少ないもの、5ポイント以上多いもの。

(注) 武田/モデルナ社のワクチンは、1・2回目は100µg、3回目は50µg接種している。

(※) ファイザー社のワクチンのリンパ節症は、接種後1か月以内のデータを記載。

出典: 特例承認に係る報告書より

効果

3回目の接種をした人の方がしていない人よりも、新型コロナウイルスに感染する人や重症化する人が少ないと報告されています。

◎ **1・2回目と異なるワクチンを用いて3回目接種した場合の安全性と効果**

英国では、2回目接種から12週以上経過した後に、様々なワクチンを用いて3回目接種を行った場合の研究が行われ、その結果が報告されています。

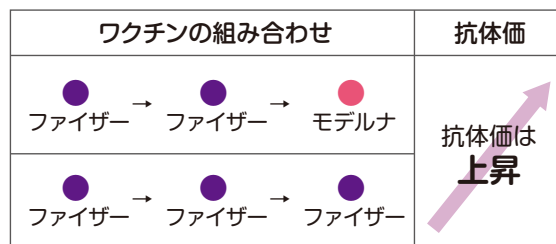
安全性

3回目の接種後7日以内の副反応は、1・2回目と同じワクチンを接種しても、異なるワクチンを接種しても安全性の面で許容されること

効果

1・2回目接種でファイザー社ワクチンを受けた人が、3回目でファイザー社ワクチンを受けた場合と、武田/モデルナ社ワクチン(※)を受けた場合のいずれにおいても、抗体価が十分上昇すること

(※) 武田/モデルナ社ワクチンは、3回目は50µg接種することになっているが、本研究では100µg接種した結果が報告されている。



出典: Munro APS, et al. The Lancet. December 2021

## よくあるご質問

### Q.武田/モデルナ社のワクチンは副反応が強いと聞いていますが大丈夫ですか。

A.武田/モデルナ社のワクチンにおける3回目接種は、1・2回目接種で用いた量の半量となります。2回目接種後と比較して、発熱や疲労などの接種後の症状が少ないことが報告されています。

(注) 接種後の症状のうちリンパ節症は、2回目よりも3回目の方が多く見られます。 出典：特例承認に係る報告書より

### Q.ファイザー社と武田/モデルナ社のワクチンの効果に差はありますか。

A.1・2回目の接種では、ファイザー社と武田/モデルナ社のいずれも、2回目接種から約半年後も高い重症化予防効果(※)が維持されています。

ファイザー社と武田/モデルナ社のワクチンの1・2回目接種の効果を実験期間比較した観察研究では、武田/モデルナ社のワクチンの方が、感染予防、発症予防、重症化予防(※)の効果有意に高かったと報告されています。

(※) 重症化予防には入院予防を含む

出典：Rosenberg ES, et al. medRxiv, 2021. / Self WH, et al. MMWR Morb Mortal Wkly Rep. 2021. / Dickerman BA, et al. NEJM. December 1, 2021.

### Q.3回目接種はどのようにしたら受けられますか。

A.お住まいの市町村から3回目用の接種券等が送付されましたら、ワクチンを受けたい医療機関や会場をお探しのうえ、予約をお願いします。



### Q.1回目・2回目の接種をまだ受けていませんが、まだ受けられますか。

A.受けられます。公費で受けられる期間は、現在のところ令和4年9月30日までです。この期間であれば、1・2回目接種も無料ですので、ご希望の方はお早めに受けてください。

#### ◎ワクチンを受けるにはご本人の同意が必要です。

ワクチンを受ける際には、感染症予防の効果と副反応のリスクの双方について、正しい知識を持っていただいた上で、ご本人の意思に基づいて接種をご判断いただきますようお願いいたします。受ける方の同意なく、接種が行われることはありません。

職場や周りの方などに接種を強制したり、接種を受けていない人に対して差別的な対応をすることはあってはなりません。

#### ◎予防接種健康被害救済制度があります。

予防接種では健康被害(病気になったり障害が残ったりすること)が起こることがあります。極めてまれではあるものの、なくすことはできないことから、救済制度が設けられています。

申請に必要な手続きなどについては、住民票がある市町村にご相談ください。

感染予防対策  
を継続して  
いただくよう  
お願いします。



密集場所



密接場面



密閉空間

「3つの密(密集・密接・密閉)」の回避



マスクの着用



石けんによる  
手洗い



手指消毒用アルコール  
による消毒の励行

新型コロナワクチンの有効性・安全性などの詳しい情報については、厚生労働省ホームページの「新型コロナワクチンについて」のページをご覧ください。

厚生 新型コロナ ワクチン 検索



ホームページをご覧になれない場合は、お住まいの市町村等にご相談ください。

事務連絡  
令和3年12月17日

各〔都道府県〕  
〔市町村〕 衛生主管部（局）御中  
〔特別区〕

厚生労働省健康局健康課予防接種室

## 初回接種完了から8か月以上の経過を待たずに 新型コロナワクチンの追加接種を実施する場合の考え方について

新型コロナワクチンの追加接種（3回目接種をいう。以下同じ。）については、新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種実施要領（「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き」（令和2年12月17日付け健発1217第4号厚生労働省健康局長通知別添）別添）において初回接種（1回目、2回目接種をいう。以下同じ。）の完了から原則8か月以上の間隔をおいて1回接種することとし、また、「新型コロナワクチンの追加接種の接種間隔に係る例外的取扱いについて」（令和3年11月26日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）（別添1）においては、医療機関等でのクラスター発生時に接種間隔の例外的な取扱いが認められる場合についてお示ししたところです。

今般、新たな変異株の発生等の状況を踏まえ、クラスター発生の場合に限らず、初回接種の完了から8か月以上の経過を待たずに追加接種を実施する場合の接種対象者等について、下記のとおり整理いたしました。

各市町村（特別区を含む。以下同じ。）におかれましては、本事務連絡の内容について十分御了知の上、関係機関等への周知を行っていただくようお願いいたします。なお、今回の対応に伴う武田/モデルナ社ワクチンの配分等については、追ってお知らせいたします。

### 記

#### 1. 医療従事者等及び高齢者施設等の入所者等に対する追加接種

##### （1）対象者

市町村は、以下の者に対して、（2）の実施手順により、初回接種の完了から8か月以上の経過を待たずに追加接種を実施できることとする。

- ① 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き（第6版）（以下「手引き」という。）第2章の2の（2）のア（表1）に掲げる医療従事者等（以下「医療従事者等」という。）
- ② 手引き第2章の2の（2）のウ（表3）に掲げる高齢者施設等（以下「高齢者施設等」という。）の入所者及び従事者、通所サービス事業所（手引き同エに掲げる事業所等のうち通所によるサービスを提供するものをいう。以下同じ。）の利用者及び従事者並びに病院又は有床診療所の入院患者

## （2）実施手順

初回接種の完了から8か月以上の経過を待たずに追加接種を実施する場合には、下記の共通事項に留意するとともに、①から③に掲げる対象者の区分に応じ、以下の手順により実施する。

- ・ 医療従事者等への接種及び重症化のリスクが高い入所者が多い高齢者施設等における接種を優先すること。
- ・ 予防接種実施規則（昭和33年厚生省令第27号）附則第8条第1項の規定に基づき、初回接種の完了から6か月以上の間隔をおいて実施すること。
- ・ 追加接種の実施時までには市町村から接種券を発行することが困難な場合には、「例外的な取扱として接種券が届いていない追加接種対象者に対して新型コロナワクチン追加接種を実施する際の事務運用について」（令和3年11月26日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）（別添2）の内容に従って追加接種の事務を実施すること。
- ・ 市町村の衛生部局は、介護保険部局、障害福祉部局等の関係部局と連携して対応すること。

### ①医療従事者等並びに高齢者施設等の入所者及び従事者

- ・ 医療機関等及び高齢者施設等において手引きに基づく接種体制の構築を行った上で、追加接種を行うこと。

### ②通所サービス事業所の利用者及び従事者

- ・ 通所サービス事業所において接種体制を確保した上で、高齢者施設等での実施方法に準じて、その利用者と従事者に対する追加接種を行うこと。

### ③病院及び有床診療所の入院患者

- ・ 市町村と都道府県が連携し、入院患者に対する接種を行う意向を持つ病院や有床診療所を把握し、必要なワクチンの配分等を行い、追加接種を実施すること。

## 2. その他の高齢者に対する追加接種（令和4年2月以降の対応）

市町村は、1.（1）に掲げる者であって同（2）の実施手順による追加接種を受けたもの以外の高齢者について、令和4年2月以降初回接種の完了から7か月以上経過した後に追加接種を実施することができることとする。

以上

事務連絡  
令和3年1月15日

各都道府県消防防災主管部（局） 御中

消防庁消防・救急課  
消防庁救急企画室  
消防庁国民保護・防災部地域防災室  
消防庁国民保護・防災部広域応援室

医療従事者等への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種における接種  
対象者について（周知）

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種については、「新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種について(案)」(令和2年12月23日新型コロナウイルス感染症対策分科会(第19回)資料)において、まずは医療従事者等への接種を行うこととされているところ、今般、厚生労働省健康局健康課長より、全国の都道府県衛生主管部(局)長あて「医療従事者等への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を行う体制の構築について」(令和3年1月8日付け健健発0108第1号厚生労働省健康局健康課長通知)(別添参照。以下「1月8日付け厚生労働省通知」という。)が発出され、医療従事者等への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の基本的な考え方等が示されるとともに、医療従事者等に対する接種を行う体制の構築を進めるよう依頼がなされました。

この1月8日付け厚生労働省通知においては、医療従事者等は業務の特性として、新型コロナウイルス感染症患者や多くの疑い患者と頻りに接する業務を行うこと等の観点から、ワクチンの早期接種を行うこととされており、その具体的な範囲が別添1「医療従事者等への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の基本的な考え方」の別紙「医療従事者等の範囲」に示されているところですが、このうち、別紙2(3)「新型コロナウイルス感染症患者を搬送する救急隊員等」の具体的な範囲は、厚生労働省との協議により、下記のとおり整理いたしました。

つきましては、貴部(局)においては、このことについて十分に御留意の上、貴都道府県の衛生主管部(局)等の関係者との間で適切な調整・連携を図っていただくとともに、貴都道府県内市町村(消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。)に対して、この旨周知されますようお願いいたします。

記

- 「新型コロナウイルス感染症患者を搬送する救急隊員等」の具体的な範囲  
新型コロナウイルス感染症患者(疑い患者(注)を含む。)の搬送に携わる、
  - ①救急隊員
  - ②救急隊員と連携して出動する警防要員
  - ③都道府県航空消防隊員
  - ④消防非常備町村の役場の職員
  - ⑤消防団員(主として消防非常備町村や消防常備市町村の離島区域の消防団員を想定)



〔注：疑い患者には、新型コロナウイルス感染症患者であることを積極的に疑う場合だけでなく、発熱・呼吸器症状などを有し新型コロナウイルス感染症患者かどうかわからない患者を含む。〕

以上

**【問合せ先】**

②・④について	消防・救急課	阿部	永峯	TEL	03-5253-7522	(直通)	
①について	救急企画室	小塩	増田	TEL	03-5253-7529	(直通)	
⑤について	地域防災室	葛城	鈴木	伊藤	TEL	03-5253-7561	(直通)
③について	広域応援室	中道	長尾	TEL	03-5253-7527	(直通)	

事務連絡  
令和3年11月26日

各 

都道府県
市町村
特別区

 衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室

例外的な取扱いとして接種券が届いていない追加接種対象者に対して  
新型コロナワクチン追加接種を実施する際の事務運用について

予防接種行政につきましては、日頃より御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの追加接種（以下「追加接種」という。）については、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き（5版）」（以下「自治体向け手引き」という。）において、接種券を活用した接種実施の事務運用をお示ししているところです。

他方、ワクチン接種の予約に突然のキャンセルがあり、準備していたワクチンの廃棄を防ぐために、急遽接種を希望する者を募って接種を行う場合や、勤務先の医療機関で追加接種を受ける医療従事者や職域で追加接種を受ける者について、接種券発行の手続きが間に合わず、接種日までに接種券が届かなかった場合等、市町村（特別区を含む。以下同じ。）からの接種券発行を待つことが必ずしも適当ではない場合もあると考えられることから、このような場合の例外的な対応として、接種券が届いていない追加接種対象者に対して追加接種を実施する際の事務運用について、下記のとおりお示いたします。

各市町村におかれましては、本事務連絡の内容について十分御了知の上、関係機関等への周知を行っていただくようお願いいたします。

記

1. 基本的な考え方

接種券は、接種実施医療機関等が接種対象者であることを確認する上で必要なものであることから、接種券が届かない追加接種対象者（2回接種完了から原

則 8 か月以上経過した者) からの接種希望があった場合にも、まずは市町村への接種券発行申請を促すなど、引き続き、接種券を活用した接種実施を原則とするが、医療機関と当該医療機関の所在市町村での相談等を経て、接種券が届いていない追加接種対象者に対して追加接種を実施する場合には、2 の事務運用に沿って接種を実施する。

## 2. 具体的な事務運用

### (1) 接種当日の接種実施医療機関の事務

- ① 被接種者に対して、接種券なしで接種する場合には、
  - ・ 住民票所在自治体から接種券が発行されたら、速やかに当該接種券を接種実施医療機関又は職域接種事務局に持参する必要があること
  - ・ その際、接種当日に記入した予診票の内容を接種券一体型予診票に転記する作業を指示する可能性があることを予め伝達する。
- ② 接種券部分が印字されていない予診票 (A) (別紙 1) を用いて予診を行い、追加接種を実施する。この際、予診票 (A) には、接種券部分以外の必要事項をすべて記入するとともに、ワクチン名・ロット番号の欄にワクチンメーカーから送付されるロット番号等が記されたシール (以下「ロット番号シール」という。) を貼付する。
- ③ 接種後、接種記録書 (別紙 2) (※) 及び記入が完了した予診票 (A) の写し (B) を被接種者に対して交付する。この際、当該写し (B) にロット番号シールを貼付する。

(※) 被接種者が接種済証の交付を希望する場合には、被接種者による接種券の提出時に、接種記録書の内容を接種済証に転記することが考えられる。
- ④ 記入が完了した予診票 (A) と残りのロット番号シールは、接種実施医療機関又は職域接種事務局が保管する。

### (2) 被接種者による接種券提出時の接種実施医療機関又は職域接種事務局の事務

ア 住民票所在自治体から発行された接種券が、接種券一体型予診票の様式であった場合

- ① 被接種者に対し、(1) ④で保管していた予診票 (A) 又は (1) ③で交付していた予診票の写し (B) を参照し、当該予診票 (A) 又は写し (B) の被接種者記入欄の記載内容を接種券一体型予診票 (C) に転記するよう依頼する。

(※) 接種券部分の破損や紛失のおそれがあることから、接種券一体型予診票から接種券部分を切り取って、予診票 (A) に貼付するといった取扱いは行わないこと。

- ② 接種実施医療機関は、被接種者の転記作業につづき、当該接種券一体型予診票 (C) の医師記入欄に予診票 (A) の記載内容を転記 (※) する。この際、ワクチン名・ロット番号欄に (1) ④で保管していた残りのロット番号シールを貼付するとともに、当該接種券一体型予診票 (C) が転記後のものであることがわかるよう、住所欄の右端に「(写)」と記入すること。(記載場所については、別紙3参照。)

(※) 転記作業は、医師の指示のもと、医師以外の者が実施することとしても差し支えない。

- ③ 関係者が転記内容を事後的に確認できるようにする観点から、必要に応じて、当該接種券一体型予診票 (C) の写しを2部 (D1、D2) 作成し、1部 (D1) は接種実施医療機関又は職域接種事務局が保管し、1部 (D2) は被接種者に交付する。

- ④ 転記が完了した接種券一体型予診票 (C) は、VRS読み取り等を実施した後、費用請求を行うため、市町村又は各都道府県国民健康保険団体連合会に提出する。

イ 住民票所在自治体から発行された接種券が、接種券 (兼) 接種済証 (シール型) の様式であった場合

- ① 被接種者が持参した接種券 (兼) 接種済証の接種券シールを (1) ④で保管していた予診票 (A) に貼付する。

- ② 接種券シールを貼付した予診票 (A) の写し (E) を作成し、保管する。この際、(1) ④で保管していた残りのロット番号シールを当該写し (E) に貼付する。

- ③ 接種券シールを貼付した予診票 (A) は、VRS読み取り等を実施した後、費用請求を行うため、市町村又は各都道府県国民健康保険団体連合会に提出する。

(参考1) アの場合において最終的に各関係者が保管することとなる書面

接種実施医療機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・接種当日に記入した予診票（ロット番号シールあり）【A】</li> <li>・転記が完了した接種券一体型予診票の写し（ロット番号シールなし）【D1（任意）】</li> </ul>
被接種者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・接種当日に記入した予診票の写し（ロット番号シールあり）【B】</li> <li>・転記が完了した接種券一体型予診票の写し（ロット番号シールなし）【D2（任意）】</li> <li>・接種記録書</li> </ul>
市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・転記が完了した接種券一体型予診票（ロット番号シールあり）【C】</li> </ul>

(参考2) イの場合において最終的に各関係者が保管することとなる書面

接種実施医療機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・接種券シールを貼付した予診票の写し（ロット番号シールあり）【E】</li> </ul>
被接種者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・接種当日に記入した予診票の写し（ロット番号シールあり）【B】</li> </ul>
市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・接種券シールを貼付した予診票（ロット番号シールあり）【A】</li> </ul>

※ アの場合における「接種当日に記入した予診票（ロット番号シールあり）」(A) 及びイの場合における「接種券シールを貼付した予診票の写し（ロット番号シールあり）」(E) は、予防接種を行う医療機関が作成する必要がある診療録に該当することから、接種実施医療機関において、原則として5年間保存すること。

以上

新型コロナワクチン接種の予診票 (追加接種用)

※太枠内にご記入またはチェック☑を入れてください。

※左隅に合わせ、点線に沿ってまっすぐに貼り付けてください

Header form containing personal information: 住民票に記載されている住所 (Municipality/Town/Village), フリガナ (Romanized name), 氏名 (Name), 電話番号 (Phone number), 生年月日 (西暦) (Date of birth), 性別 (Gender), 診察前の体温 (Temperature before examination).

Main questionnaire table with columns: 質問事項 (Question), 回答欄 (Answer), 医師記入欄 (Physician's notes). Questions include: 新型コロナワクチンの接種を受けたことがありますか (Have you received a COVID-19 vaccine?), 現時点で住民票のある市町村と、接種券又は右上の請求先に記載されている市町村は同じですか (Is your current municipality the same as on the certificate?), 現在、何らかの病気にかかって、治療(投薬など)を受けていますか (Are you currently being treated for any illness?), etc.

Physician's notes section: 医師記入欄 (Physician's notes) and 医師署名又は記名押印 (Physician's signature or stamp).

Medical facility information: 医療機関記入欄 (Medical facility information) including 時間外(受付時間) (After-hours/acceptance time), 休日 (Holiday), 小児(6歳未満) (Children under 6), 予備① (Reserve 1), 予備② (Reserve 2).

新型コロナワクチン接種希望書 (COVID-19 vaccine consent form) with text: 医師の診察・説明を受け、接種の効果や副反応などについて理解した上で、接種を希望しますか (After consulting with the doctor and understanding the effects and side effects, do you wish to be vaccinated?).

Bottom section for vaccine details: ワクチン名・ロット番号 (Vaccine name/lot number), シール貼付位置 (Sticker placement), 接種量 (Injection volume), 実施場所 (Implementation site), 医師名 (Physician name), 医療機関等コード (Medical facility code), 接種年月日 (Injection date).

# 新型コロナワクチン接種記録書

Record of Vaccination for COVID-19

回目	メーカー/Lot No. (シール貼付)
接種年月日	
年 月 日	
接種会場	

氏名 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

生年月日: \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

接種券番号: \_\_\_\_\_

## 新型コロナワクチンの接種を受けた方へ

- この接種記録書は、市町村が発行する接種済証ではありません。
- 市町村が発行する接種済証が必要な場合は、住民票がある市町村にお問い合わせください。(発行まで時間を要する場合があります。)

### 新型コロナワクチンに関する相談先

- ワクチン接種後に、健康に異常があるとき
  - ➡ ワクチンの接種を受けた医療機関・かかりつけ医・市町村の相談窓口
- 予防接種による健康被害についての補償(救済)に関する相談
  - ➡ 市町村の予防接種担当部門

新型コロナワクチンの詳しい情報については、  
厚生労働省ホームページをご覧ください。  
右のQRコードからアクセスできます。



新型コロナワクチン接種の予診票 (追加接種用)

※太枠内にご記入またはチェック☑を入れてください。

券種 2 (予診のみ) 3 回目
請求先 ○○県○○市 123456
券番号 1234567890
氏名 厚生太郎



住民票に記載されている住所 都道府県 市区町村
フリガナ
氏名
生年月日(西暦) 年 月 日生(満 歳) 男・女 診察前の体温 度 分

質問事項 回答欄 医師記入欄
新型コロナワクチンの接種を受けたことがありますか。
接種日(1回目: 年 月 日、2回目: 年 月 日)
接種を受けたワクチン( )
現時点で住民票のある市町村と、接種券又は右上の請求先に記載されている市町村は同じですか。
『新型コロナワクチンの説明書』を読んで、効果や副反応などについて理解しましたか。
現在、何らかの病気にかかって、治療(投薬など)を受けていますか。
病名: □心臓病 □腎臓病 □肝臓病 □血液疾患 □血が止まりにくい病気 □免疫不全
□毛細血管漏出症候群 □その他( )
治療内容: □血をサラサラにする薬( ) □その他( )
最近1ヶ月以内に熱が出たり、病気にかかったりしましたか。 病名( )
今日、体に具合が悪いところがありますか。 症状( )
けいれん(ひきつけ)を起こしたことがありますか。
薬や食品などで、重いアレルギー症状(アナフィラキシーなど)を起こしたことがありますか。
薬・食品など原因になったもの( )
これまでに予防接種を受けて具合が悪くなったことはありますか。
種類( ) 症状( )
現在妊娠している可能性(生理が予定より遅れているなど)はありますか。または、授乳中ですか。
2週間以内に予防接種を受けましたか。 種類( ) 受けた日( )
今日の予防接種について質問がありますか。

医師記入欄 以上の問診及び診察の結果、今日の接種は( □可能 ・ □見合わせる )
本人に対して、接種の効果、副反応及び予防接種健康被害救済制度について、説明した。
医師署名又は記名押印

医療機関記入欄 〇時間外(受付時間 : ) 〇休日 〇小児(6歳未満) 〇予備① 〇予備②
※該当する項目について、マークの形からはみ出さないように濃く塗りつぶしてください。

新型コロナワクチン接種希望書
医師の診察・説明を受け、接種の効果や副反応などについて理解した上で、接種を希望しますか。( □接種を希望します ・ □接種を希望しません)
この予診票は、接種の安全性の確保を目的としています。
このことを理解の上、本予診票が市町村、国民健康保険中央会及び国民健康保険団体連合会に提出されることに同意します。
年 月 日 被接種者又は保護者自署
(※自署できない場合は代筆者が署名し、代筆者氏名及び被接種者との続柄を記載)
(※被接種者が16歳未満の場合は保護者自署、成年被後見人の場合は本人又は成年後見人自署)

医師記入欄
ワクチン名・ロット番号 シール貼付位置
接種量 ml
実施場所
医師名
医療機関等コード
接種年月日 ※記入例) 4月1日→04月01日
202 年 月 日